



社会保障審議会 企業年金・個人年金部会

ヒアリング資料

平成31年3月19日

国民年金基金連合会

1. 制度の概要及び国民年金基金連合会の役割

P.3

- (1) 国民年金基金制度概要
- (2) 個人型確定拠出年金(iDeCo)制度概要
- (3) 国民年金基金連合会の役割

2. 国民年金基金制度運営に関する課題及び要望

P.11

- (1) 国民年金基金制度運営に関する課題
- (2) 国民年金基金制度の第1号被保険者以外への適用拡大
- (3) 国民年金基金の加入可能年齢の上限引上げ
- (4) 国民年金基金の掛金額の上限引上げ

3. 個人型確定拠出年金(iDeCo)制度運営に関する課題及び要望

P.23

- (1) 個人型確定拠出年金(iDeCo)制度運営に関する課題
- (2) 個人型確定拠出年金(iDeCo)の加入可能年齢の上限引上げ
- (3) 個人型確定拠出年金(iDeCo)の資格区分、限度額区分等の簡素・合理化
- (4) 個人型確定拠出年金(iDeCo)の掛金額の上限引上げ

制度の概要及び国民年金基金連合会の役割

1. 制度の概要及び国民年金基金連合会の役割



(1) 国民年金基金制度概要

国民年金(基礎年金)に上乗せされる確定給付型の私的年金

国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定に基づき、自営業者等の国民年金第1号被保険者のための上乗せ年金となる確定給付型の私的年金

掛金が社会保険料控除の対象

年間81.6万円を上限に掛金の全額が社会保険料控除の対象

※ 掛金は、口座振替により納付(国民年金の保険料と合わせた納付も可能)

年金受給額が公的年金等控除の対象

国民年金基金の受給額は国民年金や厚生年金等の年金とあわせて公的年金等控除の対象

遺族一時金が全額非課税

保証期間のある年金プラン(7つのうち6つ)は遺族一時金が受給でき相続税は全額非課税

1. 制度の概要及び国民年金基金連合会の役割



(1) 国民年金基金制度概要

国民年金基金制度概況

- 全国に72の国民年金基金(地域型47、職能型25)が存在
 - ※ 平成31年4月を目途に、69の基金の合併により「全国国民年金基金」を設立する方向で準備中
- 現存加入者数37.5万人(前年同月比6.1%減)【平成30年3月時点】
- 年金受給者数58.3万人(前年同月比5.6%増)【平成30年3月時点】
 - ※ 年金受給者数は、複数箇所からの受給者を重複してカウント
- 連合会の運用資産額 約4兆 981億円(前年:約3兆7,200億円)【平成30年3月時点】

1. 制度の概要及び国民年金基金連合会の役割

(2) 個人型確定拠出年金(iDeCo)制度概要

国民年金(基礎年金)及び厚生年金に上乗せされる確定拠出型の私的年金

確定拠出年金法(平成13年法律第88号)に基づき、連合会が個人型年金規約を定めて実施する、基本的に20歳以上60歳未満の者を対象とする国民年金、厚生年金に上乗せされる確定拠出型の私的年金

掛金が小規模企業共済等掛金控除の対象

資格区分ごとに定められる掛金上限額の全額が小規模企業共済等掛金控除の対象(加入者の拠出限度額については、資格区分により異なる。)

運用益が全額非課税

運用益は、所得税の対象とはならず全額非課税(特別法人税課税は凍結中)

年金受給額が公的年金等控除・退職所得控除・全額非課税

老齢給付金(年金)は、国民年金や厚生年金等の年金とあわせて「公的年金等控除」の対象

老齢給付金(一時金)は、「退職所得控除」の対象

障害給付金(年金・一時金)は、全額非課税

死亡一時金は、相続税の対象となるが、退職手当金等として一定額が非課税

1. 制度の概要及び国民年金基金連合会の役割

(2) 個人型確定拠出年金(iDeCo)制度概要

個人型確定拠出年金(iDeCo)制度概況

- 現存加入者数115.1万人(前年同月比47.5%増)【平成31年1月時点】
- 運用指図者56.6万人(前年同月比7.2%増)【平成31年1月時点】
 - ※ 運用指図者とは、掛金を拠出せず、運用の指図のみを行う者
- 自動移換者77.0万人(前年同月比6.9%増)【平成31年1月時点】
 - ※ 自動移換者とは、企業型確定拠出年金加入者が年金資産の移換等の手続きを行わずに、その資産が国民年金基金連合会に移換された者
- 運営管理業務を160の確定拠出年金運営管理機関に委託

国民年金基金と個人型確定拠出年金(iDeCo)の比較



国民年金にゆとりをプラス。自分で入る公的な個人年金。



		国民年金基金	個人型確定拠出年金 (iDeCo)
加入対象		20歳以上60歳未満で国民年金の第1号被保険者 60歳以上65歳未満または海外居住で国民年金の任意加入者	20歳以上60歳未満の第1号被保険者 60歳未満の第2号被保険者 20歳以上60歳未満の厚生年金に加入している方の被扶養配偶者
根拠法		国民年金法(昭和34年法律第141号)	確定拠出年金法(平成13年法律第88号)
制度運営		地域型・職能型の各国民年金基金	国民年金基金連合会
予定利率		1.5%	運用商品を選択して自己で運用
掛金(月額)		68,000円以下(iDeCoと合算) 加入口数、性別、給付の型によって決定	第1号被保険者: 上限68,000円(国民年金基金と合算) 第2号被保険者: 上限12,000円~23,000円(企業年金の加入状況等により異なる) 第3号被保険者: 上限23,000円 掛金は5,000円以上1,000円単位
給付	年金受取	1口目は終身年金 2口目以降で有期年金との組み合わせ可	可(受取期間5~20年) 原則有期年金
	一時金受取	不可	可
中途脱退・解約		不可(掛金中断、減額、増額は可) 一時金の受け取りは不可	可 一時金の受け取りは原則不可(例外有)
税制上の 取扱	掛金	社会保険料控除	小規模共済等掛金控除
	年金	公的年金等控除(老齢年金)	公的年金等控除(老齢給付金)、非課税(障害給付金)
	一時金	非課税(遺族一時金)	退職所得控除(老齢給付金)、非課税(障害給付金)など

1. 制度の概要及び国民年金基金連合会の役割

(3) 国民年金基金連合会の役割

国民年金基金制度関係

国民年金基金制度について、

- ① 中途脱退者のための給付業務
- ② 資産運用の効率化のための給付確保事業・共同運用事業
- ③ 事務処理の効率化のための共同事務処理事業

等を行う公的法人として平成3年5月に設立

個人型確定拠出年金(iDeCo)制度関係

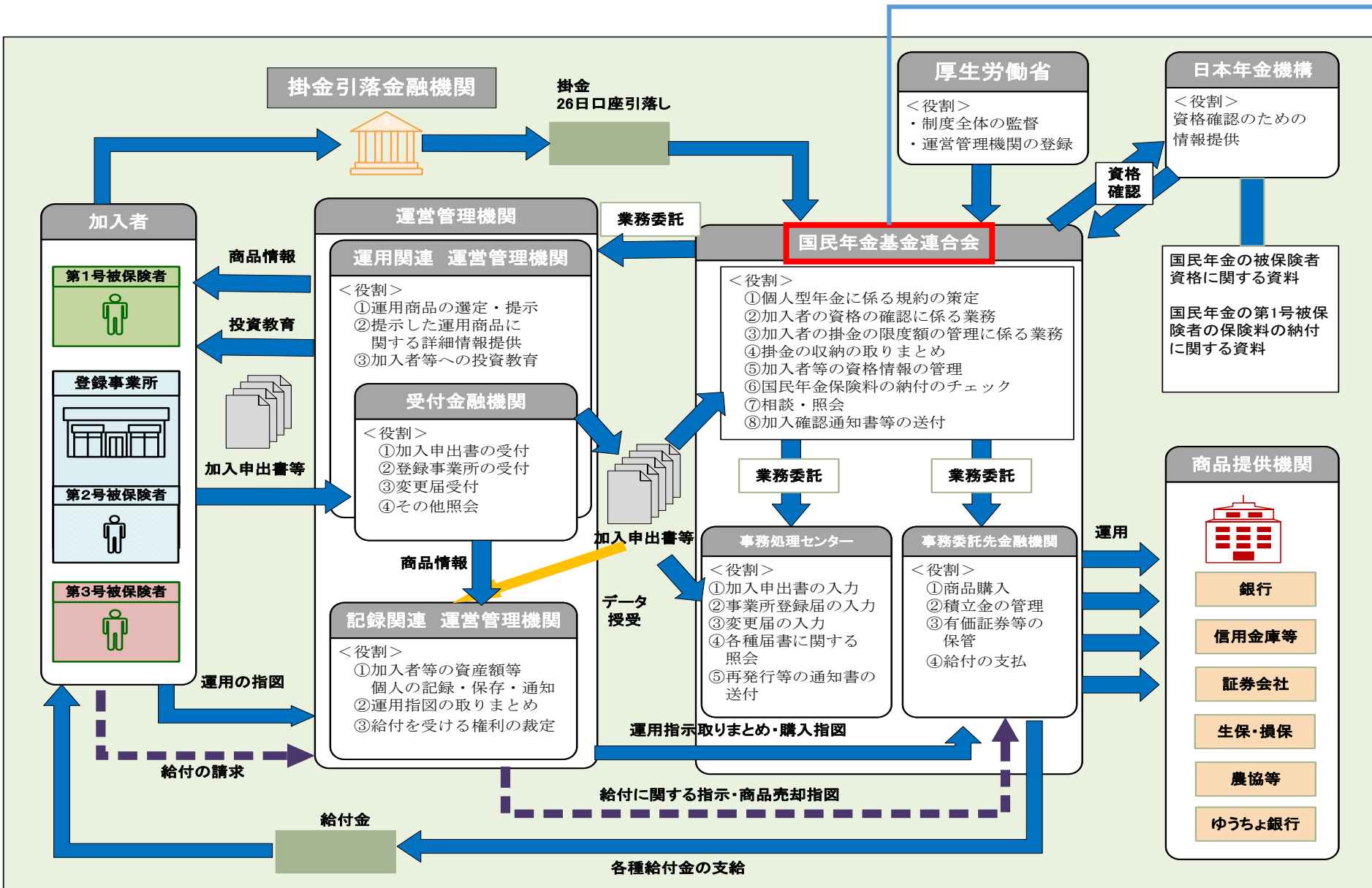
確定拠出年金法に基づき、個人型確定拠出年金(iDeCo)について業務が追加され、平成14年1月から事業実施

組織・定員等

- ・ 評議員15名、理事10名、監事2名
- ・ 総務部、業務資産運用部、数理部、確定拠出年金部
- ・ 定員: 役員3名、職員42名

【平成31年3月現在】

個人型確定拠出年金 (iDeCo) における国民年金基金連合会の役割



- ### 国民年金基金連合会の役割
- 個人型年金規約の策定
 - 加入資格の確認及び掛金拠出限度額の管理
 - 掛金の収納
 - 制度の周知・広報
 - 等

国民年金基金制度

運営に関する課題及び要望

2. 国民年金基金制度運営に関する課題及び要望



(1) 国民年金基金制度運営に関する課題

加入勧奨の強化

新規加入目標3万人の達成に向けて、全国国民年金基金設立を契機に、効果的な周知広報に努めながら、自家募集体制の強化及び募集委託機関との連携強化を図っていく。また、市町村、日本年金機構や各年金事務所との更なる協力体制の強化ができないか検討を進める。

多様なチャネルからの加入ルート確保

生命保険会社や信託銀行等の募集委託機関での加入勧奨は、重要な加入ルートとなっている。更なる加入ルートの拡大のため、来店型保険ショップ等の保険代理店への募集委託ができないか検討を進める。

中途脱退者に対する年金給付等の事業及び共同事務処理事業の推進

中途脱退者の管理、年金等の支給業務の実施。また、基金と共同で事務処理を行うと共に、円滑な事業実施に資するよう、支援・指導、情報提供を適時適切に実施する。

ガバナンスの強化及び機動的かつ効率的な資産運用の確保

理事会、評議員会及び資産運用委員会の役割に応じたガバナンスの強化や機動的かつ効率的な資産運用を確保する。

国民年金基金制度の現存加入員数及び受給者数の推移



- 新規加入員数は、平成26年度以降緩やかに増加している。
- 現存加入員数は減少している一方で、受給者数は増加している。

※ 平成30年4月から12月までの新規加入員数は18,107人、平成30年12月時点の現存加入員数は363,218人

(単位:人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
新規加入員	20,493	32,309	20,911	21,407	22,130	22,810
自家募集	14,436	27,006	17,736	17,742	17,837	17,786
委託募集	6,057	5,303	3,175	3,665	4,293	5,024
現存加入員	493,487	481,316	453,684	427,026	398,879	374,664
受給者	388,257	434,336	478,831	517,522	552,200	583,232

※ 平成26年度に予定利率を1.75%から1.5%に引下げている。

国民年金基金制度の積立金の運用状況の推移



国民年金にゆとりをプラス。自分で入る公的な個人年金。

- 収益率は5年間累積、10年累積、15年累積全てにおいて5%を超える実績。
- 収益率とベンチマークとの比較においても、僅かではあるものの、ベンチマークを超えた運用を行っている。

	5年 (平成25～29年度)	10年 (平成20～29年度)	15年 (平成15～29年度)
収益率の累積(年率、%)	8.00	5.18	5.92
ベンチマークとの乖離の累積(年率、%)	0.10	0.09	0.02

※ 収益率は修正総合利回りにより算出。

2. 国民年金基金制度運営に関する課題及び要望



(2) 国民年金基金制度の第1号被保険者以外への適用拡大

現状・課題

- 国民年金制度は、すべての国民を被保険者として老齢等による生活の安定が損なわれることを防止。他方、国民年金基金制度は、個人型確定拠出年金(iDeCo)と異なり、第1号被保険者のみにしか加入が認められていない。
- 社会経済情勢としては、高齢化が進み、また単身世帯が増加することが予測されている中で、自ら又は世帯における就労者による老後等へのさらなる備えが必要な状況。
- 制度の運用面においては、第1号被保険者である国民年金基金加入者が就職や結婚等により、被保険者資格が変動するため、加入者はその度に脱退等の手続きを行わなければならないという煩雑さが存在。

要望

国民年金基金においても、第2号被保険者や第3号被保険者を加入可能としてはどうか。

○ 国民年金法上、国民年金基金の目的は国民年金と同じ。

国民年金法 抄

(国民年金制度の目的)

第1条 国民年金制度は、日本国憲法第二十五条第二項に規定する理念に基き、老齡、障害又は死亡によつて国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帯によつて防止し、もつて健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする。

(国民年金の給付)

第2条 国民年金は、前条の目的を達成するため、国民の老齡、障害又は死亡に関して必要な給付を行うものとする。

(基金の給付)

第115条 国民年金基金(以下「基金」という。)は、第一条の目的を達成するため、加入員の老齡に関して必要な給付を行なうものとする。

○ 今後、高齢者世帯数は増加し、高齢単身世帯の割合はさらに高まる。

表3. 世帯主65歳以上・75歳以上の世帯の家族類型別世帯数、割合（2015～2040年）

年次	一般世帯						
	総数	単独	核家族世帯				その他
			総数	夫婦のみ	夫婦と子	ひとり親と子	
世帯数（1,000世帯）							
世帯主65歳以上							
2015年	19,179	6,253	10,800	6,277	2,862	1,661	2,126
2020年	20,645	7,025	11,551	6,740	2,990	1,821	2,069
2025年	21,031	7,512	11,582	6,763	2,915	1,904	1,937
2030年	21,257	7,959	11,483	6,693	2,842	1,948	1,816
2035年	21,593	8,418	11,449	6,666	2,811	1,972	1,727
2040年	22,423	8,963	11,752	6,870	2,906	1,976	1,708
世帯主75歳以上（再掲）							
2015年	8,883	3,369	4,575	2,735	970	870	939
2020年	10,424	3,958	5,521	3,279	1,202	1,039	945
2025年	12,247	4,700	6,519	3,881	1,435	1,203	1,029
2030年	12,763	5,045	6,693	3,976	1,454	1,264	1,025
2035年	12,403	5,075	6,371	3,762	1,356	1,253	957
2040年	12,171	5,122	6,153	3,635	1,299	1,220	896
割合（％）							
世帯主65歳以上							
2015年	100.0	32.6	56.3	32.7	14.9	8.7	11.1
2020年	100.0	34.0	56.0	32.6	14.5	8.8	10.0
2025年	100.0	35.7	55.1	32.2	13.9	9.1	9.2
2030年	100.0	37.4	54.0	31.5	13.4	9.2	8.5
2035年	100.0	39.0	53.0	30.9	13.0	9.1	8.0
2040年	100.0	40.0	52.4	30.6	13.0	8.8	7.6
世帯主75歳以上（再掲）							
2015年	100.0	37.9	51.5	30.8	10.9	9.8	10.6
2020年	100.0	38.0	53.0	31.5	11.5	10.0	9.1
2025年	100.0	38.4	53.2	31.7	11.7	9.8	8.4
2030年	100.0	39.5	52.4	31.2	11.4	9.9	8.0
2035年	100.0	40.9	51.4	30.3	10.9	10.1	7.7
2040年	100.0	42.1	50.6	29.9	10.7	10.0	7.4

注：四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。
2015年は、家族類型、世帯主の年齢不詳を案分した世帯数。

（出所）国立社会保障・人口問題研究所
「日本の世帯数の将来推計（全国推計）
（2018（平成30）年推計）」

国民年金基金制度の資格喪失者数の推移



- 資格喪失者数は、ほぼ横ばいで推移している。
- 資格喪失者となった事由は、順に60歳到達、第1号被保険者不該当(第2号被保険者又は第3号被保険者への移行)、死亡その他、となっている。

(単位:人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
資格喪失者	41,157	39,677	40,172	41,696	43,090	38,164
60歳到達	26,568	24,697	23,397	21,454	20,272	19,328
第1号被保険者不該当	10,987	11,756	13,724	16,569	18,963	14,972
死亡その他	3,602	3,224	3,051	3,673	3,855	3,864
待機者	556,377	548,459	542,985	539,680	543,876	549,326

※ 平成26年度に予定利率を1.75%から1.5%に引下げている。

2. 国民年金基金制度運営に関する課題及び要望



(3) 国民年金基金の加入可能年齢の上限引上げ

現状・課題

- 国民年金基金は国民年金に加入した者が加入でき、60歳未満で加入した者は掛金の払込期間は60歳到達前月まで。60歳以降は、国民年金に任意加入している者について加入することが可能。

要望

国民年金基金においても、国民年金の加入年齢の議論に合わせ、60歳以上の者について加入可能年齢の引上げを検討してはどうか。

国民年金基金と個人年金保険の年代別加入割合



国民年金にゆとりをプラス。自分で入る公的な個人年金。

- 国民年金基金では、40～59歳の加入者が9割近くを占めている。
- 民間個人年金保険では、20歳未満と60歳以上の契約者が一定程度（新規契約は全体の30%弱）存在している。

【国民年金基金】

	20歳～29歳		30～39歳		40～49歳		50～59歳		60歳代		総計
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	
第1号被保険者	6,488	1.7%	43,311	11.6%	139,028	37.1%	177,380	47.3%	8,457	2.3%	374,664
60歳以上を除いた場合		1.8%		11.8%		38.0%		48.4%		-	

(平成30年3月時点)

【個人年金保険】

	～19歳		20～29歳		30～39歳		40～49歳		50～59歳		60歳以上		総計
	件数※	割合	件数※	割合	件数※	割合	件数※	割合	件数※	割合	件数※	割合	
平成29年度新規契約	45,760	5.2%	151,360	17.2%	164,560	18.7%	173,360	19.7%	139,920	15.9%	204,160	23.2%	880,000
(参考)平成25年度～平成29年度の単純平均①	-	6.4%	-	17.2%	-	18.7%	-	19.3%	-	16.4%	-	23.2%	-
(参考)①による保有件数推計	1,353,408		3,655,904		3,979,360		4,115,552		3,481,408		4,936,960		21,280,000

(出所)一般社団法人生命保険協会「2018年版生命保険の動向」(平成30年10月)

(注)保有件数総計及び新規契約数年代別構成比は公表されているが、保有件数年代別構成比は公表されていないため、平成25年度～平成29年度の新規契約数年代別構成比を単純平均し、国民年金基金連合会において試算。

(※)新規契約数総計及び年代別構成比のみが公表されているため、年代別の平成29年度新規契約数は総計に割合を乗じた数値。

2. 国民年金基金制度運営に関する課題及び要望



国民年金にゆとりをプラス。自分で入る公的な個人年金。

(4) 国民年金基金の掛金額の上限引上げ

現状・課題

- 国民年金基金の掛金額は、上限額が6.8万円となっている。他方、国民年金は、マクロ経済スライドにより、将来に向けて給付水準は調整されることになっており、公的年金は国民年金のみである第1号被保険者の年金水準の維持が課題であるとの認識。
- 高齢単身世帯、高齢夫婦世帯等について、今後も増加することが予測されており、一定程度の所得水準を維持する必要があるが、制度創設以降、掛金額の上限は変更されていない。

要望

国民年金基金の掛金について、その上限額を引き上げてはどうか。

○ 高齢単身世帯、高齢夫婦世帯は今後も増加していく。

表3. 世帯主65歳以上・75歳以上の世帯の家族類型別世帯数、割合（2015～2040年）（再掲）

年次	一般世帯						
	総数	単独	核家族世帯				その他
			総数	夫婦のみ	夫婦と子	ひとり親と子	
世帯数（1,000世帯）							
世帯主65歳以上							
2015年	19,179	6,253	10,800	6,277	2,862	1,661	2,126
2020年	20,645	7,025	11,551	6,740	2,990	1,821	2,069
2025年	21,031	7,512	11,582	6,763	2,915	1,904	1,937
2030年	21,257	7,959	11,483	6,693	2,842	1,948	1,816
2035年	21,593	8,418	11,449	6,666	2,811	1,972	1,727
2040年	22,423	8,963	11,752	6,870	2,906	1,976	1,708
世帯主75歳以上（再掲）							
2015年	8,883	3,369	4,575	2,735	970	870	939
2020年	10,424	3,958	5,521	3,279	1,202	1,039	945
2025年	12,247	4,700	6,519	3,881	1,435	1,203	1,029
2030年	12,763	5,045	6,693	3,976	1,454	1,264	1,025
2035年	12,403	5,075	6,371	3,762	1,356	1,253	957
2040年	12,171	5,122	6,153	3,635	1,299	1,220	896
割合（%）							
世帯主65歳以上							
2015年	100.0	32.6	56.3	32.7	14.9	8.7	11.1
2020年	100.0	34.0	56.0	32.6	14.5	8.8	10.0
2025年	100.0	35.7	55.1	32.2	13.9	9.1	9.2
2030年	100.0	37.4	54.0	31.5	13.4	9.2	8.5
2035年	100.0	39.0	53.0	30.9	13.0	9.1	8.0
2040年	100.0	40.0	52.4	30.6	13.0	8.8	7.6
世帯主75歳以上（再掲）							
2015年	100.0	37.9	51.5	30.8	10.9	9.8	10.6
2020年	100.0	38.0	53.0	31.5	11.5	10.0	9.1
2025年	100.0	38.4	53.2	31.7	11.7	9.8	8.4
2030年	100.0	39.5	52.4	31.2	11.4	9.9	8.0
2035年	100.0	40.9	51.4	30.3	10.9	10.1	7.7
2040年	100.0	42.1	50.6	29.9	10.7	10.0	7.4

注：四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

2015年は、家族類型、世帯主の年齢不詳を案分した世帯数。

○ 現在の国民年金基金の平均掛金月額は25,707円。平均年金額（月額換算）は29,092円となっている。

金額(円)		
国民年金基金	金額	
平均掛金月額(全基金平均)	25,707	
平均年金額(月額換算)	29,092	
男性	掛金額	給付額
40歳から20年間、掛金を最大口数収めた場合(2口目以降A型12口)	66,160	75,000
45歳から15年間、掛金を最大口数収めた場合(2口目以降A型8口)	63,195	50,000
50歳から10年間、掛金を最大口数収めた場合(2口目以降A型5口)	62,790	34,700
女性	掛金額	給付額
40歳から20年間、掛金を最大口数収めた場合(2口目以降A型10口)	67,620	65,000
45歳から15年間、掛金を最大口数収めた場合(2口目以降A型7口)	67,050	45,000
50歳から10年間、掛金を最大口数収めた場合(2口目以降A型4口)	62,790	29,700

(参考)

金額(円)	
個人型確定拠出年金	金額
第1号加入者平均掛金月額	27,375

個人型確定拠出年金制度 (iDeCo)

運営に関する課題及び要望

3. 個人型確定拠出年金(iDeCo)制度運営に関する課題及び要望



(1) 個人型確定拠出年金(iDeCo)制度運営に関する課題

加入者数の増大に対応した事務処理の効率化・迅速化

加入資格の確認、各種届出事項の変更、定期的な掛金引落、各種通知等の事務処理について、システム開発や業務の標準化等により、効率化及び迅速化を図る。

輻輳する諸届の効率化及び電子申請の検討

第2号加入者に係る事業主の証明等をはじめ、輻輳する諸届について日本年金機構との連携の強化等による効率化を検討するとともに、各種手続きのオンライン化を政府と連携して検討を進める。

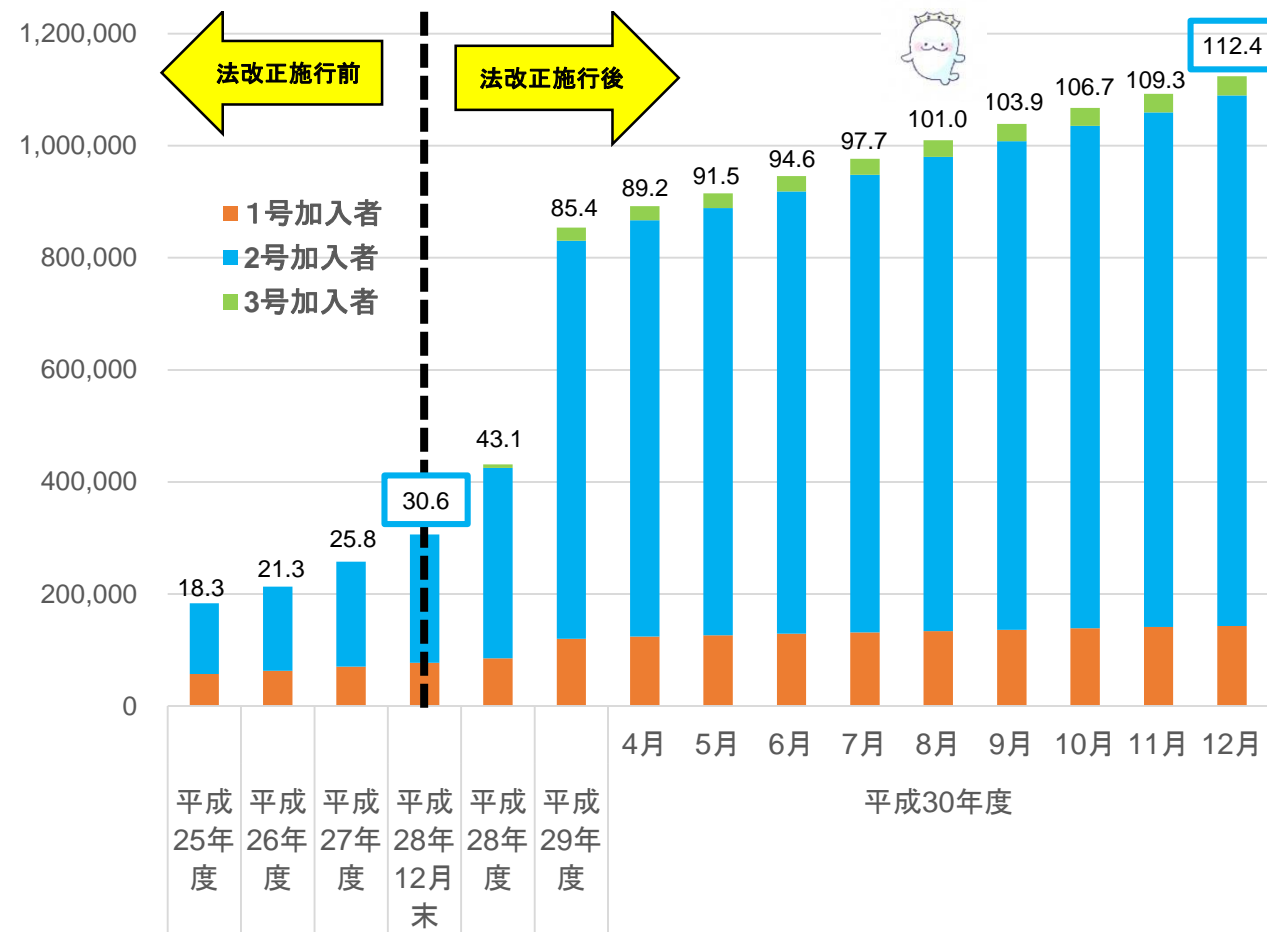
委託事業者の管理の高度化

各種申請書等のシステム入力を行う事務処理センター並びに加入者や事業主、運営管理機関からの照会に応じるコールセンターの業務について、体制の強化を図るとともに、事務品質の向上のため、適切な指導監督を行う。

個人型確定拠出年金(iDeCo)の加入者数の推移



- 制度改正により、平成29年1月から個人型確定拠出年金(iDeCo)加入対象者の範囲が拡大。
- 周知・広報として、ロゴマーク(平成28年12月)、普及推進キャラクター「イデコちゃん」(平成29年3月)を作成し、平成30年8月には加入者が100万人を突破。
- 現存加入者は、改正前の30.6万人(平成28年12月)から約4倍の112.4万人(平成30年12月)まで増加している。



区分	加入者				運用指図者
	第1号	第2号	第3号	計	
平成27年度末	70,373	187,206	0	257,579	458,391
内、企業型年金からの移換者	24,157	74,775	0	98,932	443,868
企業型年金からの移換者の比率	34.3%	39.9%	-	38.4%	96.8%
平成28年度末	85,075	339,649	6,205	430,929	505,312
内、企業型年金からの移換者	26,611	91,889	557	119,057	478,164
企業型年金からの移換者の比率	31.3%	27.1%	9.0%	27.6%	94.6%
平成29年度末	120,144	710,381	23,198	853,723	532,613
内、企業型年金からの移換者	31,257	129,325	4,065	164,647	502,764
企業型年金からの移換者の比率	26.0%	18.2%	17.5%	19.3%	94.4%
平成30年12月末	142,921	947,176	34,232	1,124,329	562,505
内、企業型年金からの移換者	35,435	163,900	7,019	206,354	527,263
企業型年金からの移換者の比率	24.8%	17.3%	20.5%	18.4%	93.7%

3. 個人型確定拠出年金(iDeCo)制度運営に関する課題及び要望



(2) 個人型確定拠出年金(iDeCo)の加入可能年齢の上限引上げ

現状・課題

国民年金基金制度においては、現在20歳以上60歳未満の第1号被保険者、60歳以上65歳未満等で国民年金に任意加入している者が加入可能。他方、個人型確定拠出年金(iDeCo)制度においては、60歳未満の者にしか加入が認められていない。

要望

個人型確定拠出年金(iDeCo)においても、国民年金及び厚生年金の加入年齢の議論にあわせ、60歳以上の者について加入可能年齢の引上げを検討してはどうか。

個人型確定拠出年金(iDeCo)と個人年金保険の年代別加入割合



- 個人型確定拠出年金(iDeCo)では、40～59歳の加入者が75%程度を占めている。
- 民間個人年金保険では、20歳未満と60歳以上の契約者が一定程度(新規契約は全体の30%弱)存在している。

【個人型確定拠出年金(iDeCo)】

	～29歳		30～39歳		40～49歳		50～59歳		60歳代		総計
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	
第1号加入者	3,991	2.8%	24,832	17.4%	54,289	38.0%	59,809	41.8%	-	-	142,921
第2号加入者	52,055	5.5%	205,247	21.7%	376,169	39.7%	313,705	33.1%	-	-	947,176
第3号加入者	1,109	3.2%	7,664	22.4%	14,174	41.4%	11,285	33.0%	-	-	34,232
総計	57,155	5.1%	237,743	21.1%	444,632	39.5%	384,799	34.2%	-	-	1,124,329

(平成30年12月時点)

【個人年金保険】(再掲)

	～19歳		20～29歳		30～39歳		40～49歳		50～59歳		60歳以上		総計
	件数※	割合	件数※	割合	件数※	割合	件数※	割合	件数※	割合	件数※	割合	
平成29年度新規契約	45,760	5.2%	151,360	17.2%	164,560	18.7%	173,360	19.7%	139,920	15.9%	204,160	23.2%	880,000
(参考)平成25年度～平成29年度の単純平均①	-	6.4%	-	17.2%	-	18.7%	-	19.3%	-	16.4%	-	23.2%	-
(参考)①による保有件数推計	1,353,408		3,655,904		3,979,360		4,115,552		3,481,408		4,936,960		21,280,000

(出所)一般社団法人生命保険協会「2018年版生命保険の動向」(平成30年10月)

(注)保有件数総計及び新規契約数年代別構成比は公表されているが、保有件数年代別構成比は公表されていないため、平成25年度～平成29年度の新規契約数年代別構成比を単純平均し、国民年金基金連合会において試算。

(※)新規契約数総計及び年代別構成比のみが公表されているため、年代別の平成29年度新規契約数は総計に割合を乗じた数値。

3. 個人型確定拠出年金(iDeCo)制度運営に関する課題及び要望



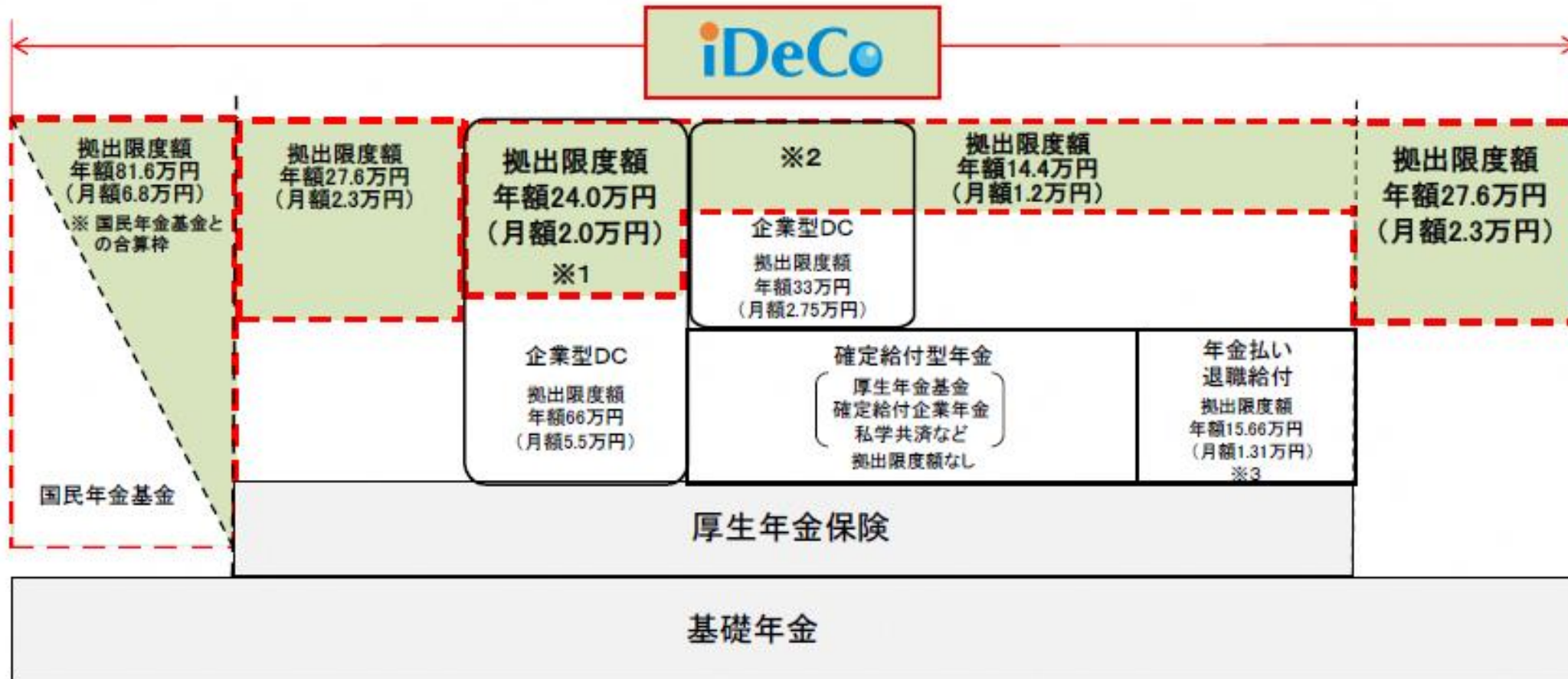
(3) 個人型確定拠出年金(iDeCo)の資格区分、限度額区分等の簡素・合理化

現状・課題

- 個人型確定拠出年金(iDeCo)制度においては、適用拡大に際して、様々な資格区分及び限度額区分が設けられている。
- 他方、資格区分及び限度額区分が増えたため、国民にわかりづらく、制度運用面においても、
 - ・ 加入勧奨の際などの担当者の説明や、加入資格に関する関係機関との情報共有・確認
 - ・ 各種届出や、第2号加入者に係る事業主の証明等の手続き等、加入者や事業所等における事務等運用が複雑化している。

要望

現在の資格区分及び限度額区分を簡素・合理化するとともに、資格区分等についての情報に関するプラットフォームを作り、各種手続きについて効率化できるような仕組みを作ってはどうか。



自営業者等
(第1号被保険者)

会社員
(第2号被保険者)

公務員等
(第2号被保険者)

専業主婦(夫)等
(第3号被保険者)

- ※1 企業型DCのみを実施する場合は、従業員によるマッチング拠出ができることを定めない場合であって、①iDeCoに加入ができること、②企業型DCへの事業主掛金の上限を年額42万円(月額3.5万円)以下とすることを規約で定めた場合に限り、iDeCoへの加入が可能。
- ※2 企業型DCと確定給付型年金を実施する場合は、従業員によるマッチング拠出ができることを定めない場合であって、①iDeCoに加入ができること、②企業型DCへの事業主掛金の上限を年額18.6万円(月額1.55万円)以下とすることを規約で定めた場合に限り、iDeCoへの加入が可能。
- ※3 保険料率の上限は、労使あわせて1.5%と法定されている。標準報酬の月額の上限は82万円、標準期末手当等の額の上限は150万円であり、これらに基づき表中の拠出限度額を算出している。

3. 個人型確定拠出年金(iDeCo)制度運営に関する課題及び要望



(4) 個人型確定拠出年金(iDeCo)の掛金額の上限引上げ

現状・課題

- 国民年金基金の掛金額と個人型確定拠出年金(iDeCo)第1号加入者の拠出額を合わせた上限額は6.8万円となっている。
- 各号加入者には拠出金額の上限程度まで支払う者が一定数存在している。
(例)
 - ・ 第2号加入者 企業型確定拠出・給付年金がない場合 54.3%(上限2.3万円)
 共済組合員である場合 87.7%(上限1.2万円)
 - ・ 第3号加入者 52.2%(上限2.3万円)
- 高齢単身世帯、高齢夫婦世帯等について、今後も増加することが予測されており、一定程度の所得水準を維持する必要がある。

要望

個人型確定拠出年金(iDeCo)の各号加入者の掛金について、その上限額を引上げてはどうか。

○ 個人型確定拠出年金(iDeCo)の加入者は、掛金上限まで支払う者が一定数存在している。特に第2号加入者と第3号加入者については、その割合が高い。

【毎月定額拠出（届出者・当月掛金拠出者）】

(単位：人、円)

掛金額/月	全体	第1号	第2号			第3号	
			うち企業年金無	うち企業年金有	うち共済組合員		
1,000円～9,000円	214,177	34,297	170,716	119,207	23,023	28,486	9,164
10,000円～14,000円	468,075	31,451	430,302	126,708	101,053	202,541	6,322
15,000円～19,000円	31,483	4,497	26,030	25,950	80		956
20,000円～24,000円	361,527	17,823	325,730	323,870	1,860		17,974
25,000円～29,000円	1,859	1,859	【掛金上限について】 ・第1号 68,000円/月 ・第2号(企業年金無) 23,000円/月 ・“(企業年金有) DC実施：20,000円/月 DB実施：12,000円/月 ・“(共済組合員) 12,000円/月 ・第3号 23,000円/月				
30,000円～34,000円	9,832	9,832					
35,000円～39,000円	1,190	1,190					
40,000円～44,000円	2,576	2,576					
45,000円～49,000円	807	807					
50,000円～54,000円	6,905	6,905					
55,000円～59,000円	603	603					
60,000円～64,000円	1,843	1,843					
65,000円～68,000円	28,621	28,621					
毎月定額拠出者計	1,129,498	142,304					
(割合)	(98.2%)	(98.7%)	(98.1%)	(98.7%)	(97.8%)	(96.8%)	(98.0%)
平均掛金/月	15,868円	27,329円	14,172円	16,161円	10,605円	10,986円	15,437円

(平成31年1月時点)